

前橋クリエイティブシティ 県庁～前橋駅都市空間デザイン 国際コンペ
審査要領

(目的)

第1条 この要領は、「前橋クリエイティブシティ 県庁～前橋駅都市空間デザイン 国際コンペ審査委員会設置運営要領」における審査手順及び審査基準に必要な事項を定めるものである。

(審査手順及び審査基準)

第2条 1次審査及び2次審査は、審査基準に沿った採点を行い、これを参考に、審査委員の合議により行う。

2 1次審査及び2次審査の手順及び審査基準は以下のとおりとする。

1次審査

- ①事務局は、提案書受付期限後直ちに、提案書を各審査委員に送付する。
- ②各審査委員及び事務局は、以下により事前採点を行い、各審査委員はその結果を事務局に返送する。

【採点方法】

(ア)審査項目ごとにA(非常に優れている)、B(やや優れている)、C(普通、大きな欠落がない)、D(やや劣っている)、E(劣っている、欠落がある)の5段階評価を行う。

(イ)5段階評価は、審査項目の配点に以下の係数を乗じた数値とする。
 $A = 1.0$ 、 $B = 0.8$ 、 $C = 0.6$ 、 $D = 0.4$ 、 $E = 0.2$

(ウ)事務局審査のみ3段階評価とし、審査項目の配点に以下の係数を乗じた数値とする。
 $A = 1.0$ 、 $B = 0.6$ 、 $C = 0.2$

(エ)採点結果は、(イ)と(ウ)で算出した各審査項目の合計値とする。

(オ)評価において、要項の条件などを著しく満たしていないなど重大な欠落がある場合には、 $X = 0.0$ として評価できるものとする。

【評価項目と着眼点】

(i) 応募資格に関する審査（※事務局審査）〔配点一点〕

- 応募資格を満たしているか。

(ii) 体制・実績に関する審査（※事務局審査）〔配点10点〕

- 道路空間及び都市空間における設計業務実績が豊富にあるか。
- 受賞歴など優れた実績を有しているか。
- 課題解決に向けた体制を構築しているか。

(iii) 事業目的や関連計画等への理解度に関する審査〔配点10点〕

- 本事業の目的を理解しているか。
- 前橋市アーバンデザインなどの関連計画を踏まえた内容となっているか。

(iv) デザインコンセプトに関する審査〔配点20点〕

- コンセプトが明確に示されているか。
- 本事業の目的を理解し、テーマに沿ったコンセプトを提案しているか。

(v) 実現可能性に関する審査〔配点20点〕

- 空間デザイン実現に向けたプロセスとプログラムが明確に示されているか。
- 実現性の高いものとなっているか。

(vi) デザインの具体化に関する審査〔配点40点〕

- 前橋市の文化や歴史等を活かした独自性があるか。
- 沿道の街並みと調和したデザインとなっているか。
- 提案されたデザインコンセプトに基づき、計画が提案されているか。

③事務局は、事務局審査と各審査委員より返送された事前採点結果について集約し、審査委員会当日に提示する。

④審査委員会では、各審査委員の集約された採点結果をもとに、各提案についてその内容を審議する。審議の後、各審査委員は改めて採点を行い事務局に提出する。その後、事務局で集約し、採点結果を審査委員に共有する。

⑤各委員の本採点結果の平均点を審査委員会としての採点結果とする。

⑥審査委員会は、この採点結果を参考に、提案作品の創造性、地域性、将来性、実現可能性などを審査し、委員合意のもと、2次審査候補5者以内を決定する。

なお、合議でまとまらなかった場合は、審査委員長の判断で決定する。

2次審査

- ①事務局は、提案書受付期限後直ちに、提案書を各審査委員に送付する。
- ②提案者によるプレゼンテーション実施後、審査委員は以下に基づき仮採点を行い、事務局に提出する。事務局は仮採点結果を集計し、審査委員に提示する。

【採点方法】

- (ア)審査項目ごとにA(非常に優れている)、B(やや優れている)、C(普通、大きな欠落がない)、D(やや劣っている)、E(劣っている、欠落がある)の5段階評価を行う。
- (イ)5段階評価は、審査項目の配点に以下の係数を乗じた数値とする。
 $A = 1.0$ 、 $B = 0.8$ 、 $C = 0.6$ 、 $D = 0.4$ 、 $E = 0.2$
- (ウ)採点結果は、(イ)で算出した各審査項目の合計値とする。
- (エ)評価において、要項の条件などを著しく満たしていないなど重大な欠落がある場合には、 $X = 0.0$ として評価できるものとする。

【評価項目と着眼点】

(i)デザインコンセプト・プロセスに関する審査 [配点 10 点]

- コンセプトが明確に示されているか。
- 本事業の目的を理解し、テーマに沿ったコンセプトを提案しているか。
- 課題解決に向けたプロセスやストーリーが明確か。
- 地元の意見などを適切に反映しているか。

(ii)交通処理計画に関する審査 [配点 20 点]

- 自動車、歩行者、自転車等の動きを考慮した面的な処理計画となっているか。
- 各交差点において、安全かつ円滑な交通処理方法となっているか。

(iii)デザインに関する審査

【全体】 [配点 30 点]

- 前橋市の文化や歴史等の地域固有資源を活かした独自性があるか。
- 県庁から前橋駅、及び中心市街地の賑わいにつながる動線・空間レイアウトとなっているか。
- 多様な人が集い、憩い、活動する「公共交通と人中心」のウォーカブルな道路空間となっているか。

【道路空間】 [配点 10 点]

- 「6. 要求事項 (2) 道路空間」を踏まえているか。

【県民広場】 [配点 10 点]

- ・「6. 要求事項 (3) 県民広場」を踏まえているか。

(iv)実現可能性に関する審査 [配点 20 点]

- 「6. (5) 実現可能性」を踏まえているか。

③審査委員会では、プレゼンテーション及び仮採点結果をもとに、各提案についてその内容を審議する。審議後、仮採点結果に修正がある場合は、修正を行い事務局に提出する。

④各委員の修正後の採点結果の平均点を審査委員会としての採点結果とする。

⑤審査委員会は、この採点結果を参考に、提案作品の創造性、地域性、将来性、実現可能性などを審査し、委員合意のもと、最優秀作品、次点、入選を決定する。

なお、合議でまとまらなかった場合は、審査委員長の判断で決定する。

(審査結果の公表)

第3条 1次審査及び2次審査の審査結果の公表は以下のとおりとする。

1次審査

1次審査を通過した提案作品を公表する。

2次審査

結果については、最優秀作品、次点、入選の提案作品と応募者名および講評を公表する。なお、最優秀作品、次点については、採点結果も併せて公表する。また、講評については、以下のとおり記載するものとする。

【講評における審査結果の記述】

「最優秀（次点、入選）作品：〇〇」

審査委員会において、採点結果を参考に、提案作品の創造性、地域性、将来性、実現可能性などについて審査し、以下の理由から、審査委員会として本作品を最優秀（次点、入選）作品とすることで合議し、決定した。

- ・創造性：～～
- ・地域性：～～
- ・将来性：～～
- ・実現可能性：～～

これらを総括し、本作品は～～であるため、最優秀提案（次点、入選）作品とした。

なお、採点にあたっては、各作品に対し、審査項目の配点ごとに評価を行い、議論の上、各審査委員の採点結果を合計し、その平均点を審査委員会としての採点結果とした。

附 則

この要綱は、令和6年10月4日から施行し、本コンペ完了日をもって、その効力を失う。

事務局による審査表

受付番号 ●●●

応募資格に関する審査	
・技術者に「技術士（都市計画及び地方計画）」を保有している者がいるか	☐
・技術者に「技術士（道路）」を保有している者がいるか	☐
・デザイン監理者を適切に配置しているか	☐
・参加表明兼誓約書の記載内容が、登記事項証明書及び印鑑証明書などの記載内容と相違ないか	☐
・グループを結成しての応募の場合、各構成員が代表者を代表としたグループの構成員とした誓約書が提出されているか	☐
・その他、失格事項に値すると判断される行為はないか	☐

体制・実績に関する審査							
	評価（係数）				配点	評価（係数）	評価点
	A(1.0)	B(0.6)	C(0.2)	X(0)			
実績	設計業務実績が5件以上あり、うち受賞実績が3件以上ある	設計業務実績が2件以上5件未満あり、うち受賞実績が1件以上ある	設計業務実績が1件以上あり、うち受賞実績がない。	設計業務実績がないに等しい	5		
体制	募集要項の技術者の配置体制に加え、課題解決に向けて必要と考えられる技術士などの他分野、その他の資格を有している技術者等を3名以上配置している	募集要項の技術者の配置体制に加え、課題解決に向けて必要と考えられる技術士などの他分野、その他の資格を有している技術者等を1名以上配置している	募集要項の技術者の配置体制を満たす程度である	技術者の配置体制もしくは、個々の技術者について応募要件以外の問題がある	5		

